

静岡県教育委員会告示第10号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館として、令和7年3月14日次のとおり再登録した。

令和7年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上 重弘

設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
公益財団法人岡田茂吉美術文化財団	熱海市桃山町26-2	MOA美術館	熱海市桃山町26-2
公益財団法人佐野美術館	三島市中田町1番43号	公益財団法人佐野美術館	三島市中田町1番43号
一般財団法人 ベルナル・ビュフェ美術館	駿東郡長泉町東野八分平515番地の57	ベルナル・ビュフェ美術館	駿東郡長泉町東野八分平515番地の57
静岡県	静岡市葵区追手町9-6	静岡県立美術館	静岡市駿河区谷田53-2
磐田市	磐田市国府台3-1	磐田市香りの博物館	磐田市立野2019-15
掛川市	掛川市長谷1-1-1	掛川市二の丸美術館	掛川市掛川1142-1